

萩市生活支援給食サービス事業受託に係る仕様書

萩市高齢者支援課

1. 事業内容	栄養のバランスのとれた食事を調理し、居宅に訪問して提供するとともに、その際、当該利用者の安否確認をする。
2. 基本事項	(1) 給食サービスの受託にあたっては、食品衛生法、調理師法、その他関係法令を遵守すること。 (2) 配食サービスが高齢者等の食生活に対して、大きな影響を及ぼすことに鑑み、常に安全・確実に栄養バランスのとれた食事を提供することを心掛けるとともに、高齢者等の身体的特性に配慮しつつ、受託事業者の責任において適切な内容のサービスを行うこと。 (3) 利用者に対して、懇切丁寧な接遇を行なうこと。
3. 委託期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで。 (1 年毎の更新あり。※当該年度予算が議決された場合に限る。)
4. 事業者資格	(1) 萩市内に主たる事業所があること。 (2) 食品衛生関係法令等に基づく許認可を得ていること。
5. 配食エリア	萩（離島を除く）地域及び川上・むつみ・旭・福栄・須佐・田万川地域の全エリアに配食可能であること。（受託事業者は、正当な理由がない限り給食サービスの依頼を拒むことができないものとする。）
6. 配食日	毎週 6 日以上（年末年始 12/31～1/3 を除く）、昼・夕に対応できること。（1 人当たり 1 週間に 1 食から 12 食の利用が可能な体制とする。）
7. 食数等の体制	(1) 萩市からの委託事業分について、営業分とは別におおむね昼 100 食・夕 100 食以上の調理・配食が可能な体制が確保できること。 (2) 令和 7 年度実績見込み食数（萩市全域）は、年間約 49,800 食。
8. 提案の上限額	1 食あたり 395 円とする。※契約の際の予定価格を示すものではない。
9. 中山間地域での加算額	市が別に指定する中山間地域については 100 円の加算をする。
10. 利用者負担金	利用者負担金は 1 食あたりの実質額から市の委託料額を差し引いた金額とする。（上限額は 360 円とする。）
11. 献立内容	(1) 高齢者の心身の特性に配慮した献立、味付け、カロリー等とすること。 (2) あらかじめ週間を単位としたメニューを利用者に提示できることが望ましい。
12. 栄養管理	事業所に栄養士を配置することが望ましい。
13. 職員配置	(1) 給食サービスの従事者として、栄養士（必置ではないが、配置することが望ましい。）、調理部門責任者、調理師、調理作業員、配食部門責任者、配食作業員を確保すること。（兼務は可能とする。） (2) パーソナルコンピューター（パソコン）を使用できる職員を配置すること。※請求書・実績報告等を電算処理するため、エクセル（表計算ソフト）の取扱いができる必要があること。

14. 職員（従業員）の研修	管理責任者及び給食サービス従事者は、事業の実施に関する適切な研修及び高齢者福祉や食に関する研修会等に参加して、給食サービスの質の向上に努めること。
15. 衛生管理	公衆衛生等の関係法令を遵守し、施設・設備の衛生管理及び職員（従業員）の清潔保持・健康状態について留意の上、食中毒の発生防止に万全を期すること。
16. 配食時間・場所	(1) 昼食は、おおむね 9 : 00 から 12 : 00 までに利用者宅に届くこと。 (2) 夕食は、おおむね 14 : 00 から 17 : 00 までに利用者宅に届くこと。 (3) 事業所から利用者宅配食まで 3 時間以内で行うこと。 (4) 配達時間や場所については、利用者等と協議の上調整するように努めること。
17. 配食調整	(1) 行政（在宅介護支援センター含む）及び利用者との連絡調整を行なう担当職員を配置すること。（兼務可とするが、事業所に不在とならないような勤務形態が必要。） (2) 高齢者に対して給食サービスの利用決定をした場合、担当地区の在宅介護支援センターから受託事業者へ通知をする。不明な点は担当地区の在宅介護支援センターへ連絡すること。 (3) 利用調整の連絡手段等に F A X を利用するので、対応できる環境とすること。
18. 弁当の回収	回収可能な容器とすること。（ただし認知症等で使い捨て容器での対応が必要な場合はこの限りではない。）
19. 安否確認	(1) <u>安否確認は、必ず行うこと。</u> (2) 体調不良等の異変があった場合は、あらかじめ指定した機関（在宅介護支援センター等）に報告すること。※緊急時の場合は、救急車の要請等も行ふこと。 (3) 不在の場合は、利用者の安否を確認できる方法の取り決めに従い、異常があれば早期に発見できるよう努めること。
20. 利用者負担金支払い	(1) 利用者負担金の徴収は、原則月単位で行なうこと。 (2) 利用者負担金について、利用者の希望があった場合は口座引き落としに対応可能なこと。 (3) 利用者に金融機関まで出向かせ入金させるものは不可。 (4) チケット制、前払い制等の導入は、利用者の同意を得ることができれば可能とする。（ただし精算ができることとする）
21. 個人情報の適正な取扱い	本事業の履行により直接または間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後も同様とする。また、書類等により個人情報を保持している間は、施錠が可能な保管庫で保存する等、個人情報の管理を適切に行うこと。
22. その他	受託事業者は各自で万一の場合に備えて代替体制を確保するよう努めるものとする。